

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

配 分 金 規 程

公益社団法人四街道市シルバー人材センター配分金規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の就業に伴う配分金に関し、必要な事項を定めるものである。

（配分金全額支払いの原則）

第2条 センターは、就業した会員に対する配分金は、銀行振込みを原則とし、全額を支払うものとする。ただし、これにより難い事由がある場合には、現金で直接支払うことができる。

（支払日の原則）

第3条 センターは、会員が就業した場合の配分金を、毎月25日に前条に定める方法で支払うものとする。ただし、支払日が土曜日・日曜日及び祝日に当たるときは、土曜日・日曜日及び祝日を除いたその前日とする。

（社会的相当配分の原則）

第4条 会員の就業に対する配分金は、その地域における最低賃金等を尊重し、社会的に相当な内容のものとする。

（配分金基準の決定手続き）

第5条 センターは、会員の配分金基準について、別に定める手続きに従って、職種ごとに能率、時間などを考慮して定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成27年6月11日一部改訂（総会議決）、平成27年7月1日施行